



報道関係者 各位

平成 27 年 3 月 2 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策室

室長補佐 小松 秀夫 (内線 7797)

調整係長 山口 真司 (内線 7800)

主 査 林 由香 (内線 7898)

(代表電話) 03-5253-1111

(直通電話) 03-3595-2166

子どもを守る地域ネットワーク等調査の結果を公表します(平成 25 年度調査)

厚生労働省では、全国の 1,742 市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、児童虐待の発生予防の取り組みである子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置状況等に関する調査を行いました。調査内容と調査結果の概要は、以下のとおりです。

なお、調査結果については全国の自治体に対しても情報提供するとともに、厚生労働省ホームページにも掲載します。

調査内容

- I 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況〔平成 25 年 4 月 1 日現在、平成 24 年度実績〕
要保護児童対策地域協議会の設置状況・構成メンバー、調整機関の担当職員の配置状況、会議の開催状況 など
- II 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況〔平成 25 年 4 月 1 日現在、平成 24 年度実績〕
実施市町村数、訪問の実績、訪問の結果何らかの支援が必要とされた家庭への対応 など
- III 養育支援訪問事業の実施状況〔平成 25 年 4 月 1 日現在、平成 24 年度実績〕
実施市町村数、訪問した家庭数と支援した内容、訪問した家庭の把握経路 など

調査結果（概要）

- I 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況（詳細は別添 1）
 - 設置状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）
要保護児童対策地域協議会を設置している市町村は、1,722 か所（98.9%）であった。
 - 要保護児童対策地域協議会の調整機関担当職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）
調整機関の担当職員は、全国で 8,233 名であり、このうち一定の専門資格を有する職員は 4,677 名（56.8%）であった。
 - 要保護児童対策地域協議会におけるケース登録数（平成 24 年度実績）
要保護児童対策地域協議会におけるケース登録数は、全体で 178,610 件であり、1 か所あたりの平均ケース登録数は、要保護児童ケース登録数が 70.6 件、要支援児童ケース登録数が 31.3 件、特定妊婦ケース登録数が 1.9 件であった。
また、要保護児童ケース登録数のうち、児童虐待にかかるケース登録数が 84,917 件（47.5%）と最も多く、1 か所あたりの平均ケース登録数は、49.4 件であった。

II 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況（詳細は別添2）

○ 実施有無（平成25年4月1日現在）

乳児家庭全戸訪問事業を実施している市町村は1,660か所（95.3%）であった。

○ 実施状況（平成24年度実績）

各市町村における対象者（家庭）に対する訪問率は、全国平均で90.6%であった。

また、すべての対象者（家庭）を訪問できなかった市町村は1,219か所（74.1%）であり、このうち1,201か所（98.5%）の市町村では、乳幼児健康診査の実施機会や電話などにより状況把握を行っていたが、18か所（1.5%）の市町村では、状況把握を行っていなかった。

III 養育支援訪問事業の実施状況（詳細は別添3）

○ 実施有無（平成25年4月1日現在）

養育支援訪問事業を実施している市町村は1,225所（70.3%）であった。

○ 実施状況（平成24年度実績）

養育支援訪問事業で訪問した実家庭は、71,665戸であり、訪問した契機は、乳児家庭全戸訪問事業や保健師の活動によるものが多かった。

また、これらの家庭に対する支援内容は、専門的相談支援が59,302戸（82.7%）、育児・家事援助が6,674戸（9.3%）、専門的相談支援と育児・家事援助の両方を実施が5,689戸（7.9%）であった。

※別添1～3の資料については、厚生労働省HPに掲載しますのでご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000075220.html>

I 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況について

【別添 1】

1. 設置状況について

(1) 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの設置状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置済みの市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、全国 1,742 の市町村のうち、1,722 か所（98.9%）であった。

また、地域協議会を未設置の市町村のうち、市町村が任意で設置する児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置済みの市町村は、14 か所（0.8%）であった。

表 I-1 地域協議会及びネットワークの設置状況（平成25年4月1日現在）

区分	市町村数	比率
市町村数	1,742	100.0%
地域協議会	1,722	98.9%
ネットワーク	14	0.8%
計	1,736	99.7%

参考（平成24年4月1日）	
市町村数	比率
1,742	100.0%
1,714	98.4%
22	1.3%
1,736	99.7%

※参考の数値は、市区町村児童家庭相談業務の実施状況等の調査結果（平成 24 年度調査）。以下同じ。

(2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況（平成25年4月1日現在）

地域協議会の設置率が100%の都道府県は、39か所（83.0%）であった。

また、地域協議会又はネットワークの設置率が100%の都道府県でみると、43か所（91.5%）となっている。

表1-2 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

（平成25年4月1日現在）

	地域協議会設置		ネットワーク設置		合計	
	市町村数	比率	市町村数	比率	市町村数	比率
北海道	179	100.0%	—	—	179	100.0%
青森県	40	100.0%	—	—	40	100.0%
岩手県	33	100.0%	—	—	33	100.0%
宮城県	35	100.0%	—	—	35	100.0%
秋田県	25	100.0%	—	—	25	100.0%
山形県	35	100.0%	—	—	35	100.0%
福島県	52	88.1%	7	11.9%	59	100.0%
茨城県	44	100.0%	—	—	44	100.0%
栃木県	26	100.0%	—	—	26	100.0%
群馬県	35	100.0%	—	—	35	100.0%
埼玉県	63	100.0%	—	—	63	100.0%
千葉県	52	96.3%	2	3.7%	54	100.0%
東京都	61	98.4%	1	1.6%	62	100.0%
神奈川県	33	100.0%	—	—	33	100.0%
新潟県	29	96.7%	—	—	29	96.7%
富山県	14	93.3%	—	—	14	93.3%
石川県	19	100.0%	—	—	19	100.0%
福井県	17	100.0%	—	—	17	100.0%
山梨県	27	100.0%	—	—	27	100.0%
長野県	77	100.0%	—	—	77	100.0%
岐阜県	42	100.0%	—	—	42	100.0%
静岡県	35	100.0%	—	—	35	100.0%
愛知県	54	100.0%	—	—	54	100.0%
三重県	29	100.0%	—	—	29	100.0%
滋賀県	19	100.0%	—	—	19	100.0%
京都府	26	100.0%	—	—	26	100.0%
大阪府	43	100.0%	—	—	43	100.0%
兵庫県	41	100.0%	—	—	41	100.0%
奈良県	39	100.0%	—	—	39	100.0%

	地域協議会設置		ネットワーク設置		合計	
	市町村数	比率	市町村数	比率	市町村数	比率
和歌山県	30	100.0%	—	—	30	100.0%
鳥取県	19	100.0%	—	—	19	100.0%
島根県	19	100.0%	—	—	19	100.0%
岡山県	27	100.0%	—	—	27	100.0%
広島県	23	100.0%	—	—	23	100.0%
山口県	19	100.0%	—	—	19	100.0%
徳島県	24	100.0%	—	—	24	100.0%
香川県	15	88.2%	1	5.9%	16	94.1%
愛媛県	20	100.0%	—	—	20	100.0%
高知県	34	100.0%	—	—	34	100.0%
福岡県	57	95.0%	3	5.0%	60	100.0%
佐賀県	20	100.0%	—	—	20	100.0%
長崎県	21	100.0%	—	—	21	100.0%
熊本県	45	100.0%	—	—	45	100.0%
大分県	18	100.0%	—	—	18	100.0%
宮崎県	26	100.0%	—	—	26	100.0%
鹿児島県	43	100.0%	—	—	43	100.0%
沖縄県	38	92.7%	—	—	38	92.7%
全国計	1722	98.9%	14	0.8%	1,736	99.7%

参考(平成24年4月1日)	1,714	98.4%	22	1.3%	1,736	99.7%
---------------	-------	-------	----	------	-------	-------

地域協議会が設置済みの市町村の割合	都道府県数	比率
100%	39	83.0%
95%～99%	4	8.5%
90%～94%	2	4.3%
89%以下	2	4.3%

地域協議会又はネットワークが設置済みの市町村の割合	都道府県数	比率
100%	43	91.5%
95%～99%	1	2.1%
90%～94%	3	6.4%
89%以下	0	0.0%

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

2. 構成する関係機関等の状況（平成25年4月1日現在）

以下の機関を地域協議会の構成メンバー（複数回答）としている市町村が多かった。

（行政機関）教育委員会（97.3%）、警察署（96.1%）、児童相談所（95.8%）

（関係機関）小学校（89.8%）、保育所（89.0%）、中学校（87.5%）、幼稚園（69.2%）

（関係団体）民生児童委員協議会（92.9%）、医師会（産科医会・小児科医会以外）（60.5%）、
社会福祉協議会（56.0%）

表 I-3 構成する関係機関等

（平成25年4月1日現在）

区分		市町村数	比率	
地域協議会設置数		1,722	100.0%	
行政機関	児童福祉主管課	1,221	70.9%	
	母子保健主管課	1,098	63.8%	
	児童福祉・母子保健統合主管課	634	36.8%	
	福祉事務所(家庭児童相談室)	822	47.7%	
	保健センター	791	45.9%	
	教育委員会	1,675	97.3%	
	保健所	1,311	76.1%	
	児童相談所	1,650	95.8%	
	障害福祉主管課	1,090	63.3%	
	警察署	1,654	96.1%	
	法務局	755	43.8%	
	家庭裁判所	58	3.4%	
	その他	590	34.3%	
	関係機関	病院・診療所	846	49.1%
診療科(内数)		小児科	509	29.6%
		産科・産婦人科	172	10.0%
		精神科	166	9.6%
		歯科	270	15.7%
		その他診療科	467	27.1%
保育所		1,533	89.0%	
幼稚園		1,192	69.2%	
小学校		1,546	89.8%	
中学校		1,507	87.5%	
特別支援学校		329	19.1%	
児童館		345	20.0%	
乳児院		89	5.2%	
児童養護施設		321	18.6%	
情緒障害児短期治療施設	24	1.4%		
児童自立支援施設	37	2.1%		
児童家庭支援センター	218	12.7%		
障害児施設	142	8.2%		
配偶者暴力相談支援センター	128	7.4%		
その他	264	15.3%		
関係団体	医師会(産科医会・小児科医会以外)	1,041	60.5%	
	産科医会	46	2.7%	
	小児科医会	58	3.4%	
	歯科医師会	405	23.5%	
	看護協会	20	1.2%	
	弁護士会	133	7.7%	
	社会福祉協議会	965	56.0%	
	民生児童委員協議会	1,600	92.9%	
	NPO法人	205	11.9%	
	里親会	54	3.1%	
その他	643	37.3%		

参考(平成24年4月1日)	
市町村数	比率
1,714	100.0%
1,180	68.8%
1,073	62.6%
603	35.2%
839	48.9%
779	45.4%
1,676	97.8%
1,247	72.8%
1,609	93.9%
952	55.5%
1,623	94.7%
733	42.8%
69	4.0%
726	42.4%
831	48.5%
492	28.7%
174	10.2%
178	10.4%
262	15.3%
523	30.5%
1,557	90.8%
1,190	69.4%
1,545	90.1%
1,508	88.0%
320	18.7%
355	20.7%
89	5.2%
313	18.3%
26	1.5%
29	1.7%
173	10.1%
111	6.5%
134	7.8%
275	16.0%
1,041	60.7%
50	2.9%
71	4.1%
397	23.2%
16	0.9%
114	6.7%
948	55.3%
1,587	92.6%
201	11.7%
52	3.0%
666	38.9%

3. 要保護児童対策調整機関について

(1) 要保護児童対策調整機関の指定状況（平成25年4月1日現在）

児童福祉法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下、「調整機関」という。以下同じ。）は、「児童福祉主管課」が1,025か所（59.5%）で最も多く、次いで「児童福祉・母子保健統合主管課」が457か所（26.5%）、「福祉事務所（家庭児童相談室）」が95か所（5.5%）であった。

表 I-4 要保護児童対策調整機関の指定

（平成25年4月1日現在）

区分	市町村数	比率
地域協議会設置数	1,722	100.0%
児童福祉主管課	1,025	59.5%
母子保健主管課	23	1.3%
児童福祉・母子保健統合主管課	457	26.5%
福祉事務所（家庭児童相談室）	95	5.5%
保健センター	7	0.4%
教育委員会	61	3.5%
児童相談所	3	0.2%
障害福祉主管課	18	1.0%
その他	33	1.9%

参考（平成24年4月1日）

市町村数	比率
1,714	100.0%
963	56.2%
30	1.8%
435	25.4%
150	8.8%
9	0.5%
62	3.6%
7	0.4%
15	0.9%
24	1.4%

(2) 調整機関の担当職員の状況（平成25年4月1日現在）

調整機関の担当職員は、全国で8,233名の配置であった。

そのうち「児童福祉司と同様の資格を有する者（①～④の計）」が1,586名（19.3%）であり、児童福祉司と同様の資格を有する者を含む「一定の専門資格を有する者（①～⑧の計）」は4,677名（56.8%）であった。

表I-5 要保護児童対策調整機関の担当職員

（平成25年4月1日現在）

区分			職員数 (市町村数)	比率	参考(平成24年4月1日)	
					職員数 (市町村数)	比率
地域協議会設置数			(1,722)	—	(1,714)	—
一定の専門資格を有する者	児童福祉司と同様の資格を有する者	①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	1,012	12.3%	744	12.2%
		②医師	11	0.1%	9	0.1%
		③社会福祉士	492	6.0%	344	5.7%
		④精神保健福祉士	71	0.9%	59	1.0%
		小計 【児童福祉司と同様の資格を有する者】 (①～④の計)	1,586	19.3%	1,156	19.0%
	その他専門資格を有する者	⑤保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く。)	1,112	13.5%	879	14.5%
		⑥教員免許を有する者 (①に該当する者を除く。)	763	9.3%	575	9.5%
		⑦保育士 (①に該当する者を除く。)	729	8.9%	513	8.4%
		⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事	487	5.9%	337	5.5%
		小計 【一定の専門資格を有する者】 (①～⑧の計)	4,677	56.8%	3,460	56.9%
専門資格を有しない者	⑨①から⑧に該当しない一般事務職	3,032	36.8%	2,296	37.8%	
	⑩その他	524	6.4%	321	5.3%	
合計			8,233	100.0%	6,077	100.0%

※「児童福祉司と同様の資格」とは、医師、社会福祉士、精神保健福祉士を含む。「一定の専門資格」とは、「児童福祉司と同様の資格」に加え、保健師・助産師・看護師、保育士、社会福祉主事を含む。

(3) 都道府県ごとの調整機関担当職員の状況（平成25年4月1日現在）

都道府県ごとの調整機関の担当職員について、「児童福祉司と同様の資格を有する者」を配置している市町村の割合は、東京都が55か所（90.2%）と最も多く、次いで滋賀県が16か所（84.2%）であった。

また、「一定の専門資格を有する者」を配置している市町村の割合は、滋賀県が19か所（100.0%）と最も多く、次いで東京都が59か所（96.7%）であった。

表 I-6 都道府県ごとの要保護児童対策調整機関の担当職員

（平成25年4月1日現在）

	地域協議 会設置数	児童福祉司と 同様の資格		一定の専門資格	
		配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率
北海道	179	34	19.0%	113	63.1%
青森県	40	6	15.0%	23	57.5%
岩手県	33	5	15.2%	20	60.6%
宮城県	35	8	22.9%	29	82.9%
秋田県	25	3	12.0%	17	68.0%
山形県	35	4	11.4%	23	65.7%
福島県	52	4	7.7%	30	57.7%
茨城県	44	10	22.7%	33	75.0%
栃木県	26	11	42.3%	24	92.3%
群馬県	35	3	8.6%	25	71.4%
埼玉県	63	27	42.9%	49	77.8%
千葉県	52	19	36.5%	39	75.0%
東京都	61	55	90.2%	59	96.7%
神奈川県	33	19	57.6%	30	90.9%
新潟県	29	14	48.3%	26	89.7%
富山県	14	8	57.1%	12	85.7%
石川県	19	9	47.4%	17	89.5%
福井県	17	7	41.2%	14	82.4%
山梨県	27	6	22.2%	19	70.4%
長野県	77	11	14.3%	55	71.4%
岐阜県	42	12	28.6%	29	69.0%
静岡県	35	16	45.7%	31	88.6%
愛知県	54	21	38.9%	44	81.5%
三重県	29	18	62.1%	26	89.7%

	地域協議 会設置数	児童福祉司と 同様の資格		一定の専門資格	
		配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率
滋賀県	19	16	84.2%	19	100.0%
京都府	26	11	42.3%	19	73.1%
大阪府	43	34	79.1%	38	88.4%
兵庫県	41	27	65.9%	36	87.8%
奈良県	39	8	20.5%	27	69.2%
和歌山県	30	8	26.7%	19	63.3%
鳥取県	19	10	52.6%	16	84.2%
島根県	19	10	52.6%	18	94.7%
岡山県	27	16	59.3%	23	85.2%
広島県	23	17	73.9%	21	91.3%
山口県	19	10	52.6%	18	94.7%
徳島県	24	4	16.7%	14	58.3%
香川県	15	4	26.7%	10	66.7%
愛媛県	20	2	10.0%	14	70.0%
高知県	34	9	26.5%	26	76.5%
福岡県	57	19	33.3%	38	66.7%
佐賀県	20	3	15.0%	10	50.0%
長崎県	21	11	52.4%	14	66.7%
熊本県	45	6	13.3%	24	53.3%
大分県	18	4	22.2%	14	77.8%
宮崎県	26	3	11.5%	13	50.0%
鹿児島県	43	5	11.6%	27	62.8%
沖縄県	38	12	31.6%	31	81.6%
全国計	1,722	579	33.6%	1,276	74.1%

参考 (平成24年4月 1日)	1,714	547	31.9%	1,186	69.2%
-----------------------	-------	-----	-------	-------	-------

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※「児童福祉司と同様の資格」とは、医師、社会福祉士、精神保健福祉士を含む。

※「一定の専門資格」とは、「児童福祉司と同様の資格」に加え、保健師・助産師・看護師、保育士、社会福祉主事を含む。

(4) 調整機関担当職員の詳細 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

調整機関の担当職員 (8,233 名) の正規職員・正規職員以外の状況は、「正規職員」が 5,860 名 (71.2%) であり、「正規職員以外」が 2,373 名 (28.8%) であった。

専任・兼任の状況は、「専任」が 3,989 名 (48.5%) であり、「兼任」が 4,244 名 (51.5%) であった。

また、調整機関担当職員の業務経験年数の状況は、正規職員では「1 年～2 年未満」が 1,324 名 (22.6%) と最も多く、次いで「6 か月未満」が 1,310 名 (22.4%) であった。正規職員以外では「5 年～10 年未満」が 451 名 (19.0%) と最も多く、次いで「6 か月未満」が 435 名 (18.3%) であった。

表 I-7 要保護児童対策調整機関の担当職員の雇用形態 (平成25年4月1日現在)

区分		職員数 (市町村数)	比率
地域協議会設置数		(1,722)	—
正規職員・ 正規職員以外の状況	正規職員	5,860	71.2%
	正規職員以外	2,373	28.8%
専任・兼任の状況	専任	3,989	48.5%
	兼任	4,244	51.5%

参考(平成24年4月1日)	
職員数 (市町村数)	比率
(1,714)	—
4,506	74.1%
1,571	25.9%
2,700	44.4%
3,377	55.6%

表 I-8 要保護児童対策調整機関の担当職員の業務経験年数 (上段:職員数、下段:該当区分での割合) (平成25年4月1日現在)

区分	6か月未満	6か月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	合計
正規職員	1,310	462	1,324	931	1,035	577	221	5,860
	22.4%	7.9%	22.6%	15.9%	17.7%	9.8%	3.8%	100.0%
正規職員以外	435	157	404	346	426	451	154	2,373
	18.3%	6.6%	17.0%	14.6%	18.0%	19.0%	6.5%	100.0%
合計	1,745	619	1,728	1,277	1,461	1,028	375	8,233
	21.2%	7.5%	21.0%	15.5%	17.7%	12.5%	4.6%	100.0%

4. 活動状況等について

(1) 各会議の開催実績（平成24年度実績）

平成24年度中の地域協議会における代表者会議等の開催実績（複数回答）は、

- ・ 代表者会議 1,567回（平均1.03回）
- ・ 実務者会議 7,697回（平均5.88回）
- ・ 個別ケース検討会議 39,807回（平均26.50回）

であった。

また、複数の会議の機能を併せもった各会議の開催実績（複数回答）は、

- ・ 代表者会議と実務者会議の機能を併せ持った会議
93回（平均1.08回）
- ・ 代表者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議
15回（平均0.58回）
- ・ 実務者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議
1,419回（平均6.96回）
- ・ 代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議のすべての機能を併せ持った会議
78回（平均1.47回）

であった。

表I-9 各会議の開催回数 (平成24年度実績)

区分		市町村数	比率
地域協議会設置数		1,720	—
代表者会議	設置市町村数	1,516	88.1%
	開催実績数	1,567	—
	平均	1.03	—
実務者会議	設置市町村数	1,309	76.1%
	開催実績数	7,697	—
	平均	5.88	—
個別ケース検討会議	設置市町村数	1,502	87.3%
	開催実績数	39,807	—
	平均	26.50	—
代表者会議と実務者会議 の機能を併せ持った会議	設置市町村数	86	5.0%
	開催実績数	93	—
	平均	1.08	—
代表者会議と個別ケース検討会議の機能を 併せ持った会議	設置市町村数	26	1.5%
	開催実績数	15	—
	平均	0.58	—
実務者会議と個別ケース検討会議の機能を 併せ持った会議	設置市町村数	204	11.9%
	開催実績数	1,419	—
	平均	6.96	—
代表者会議、実務者会議及び個別ケース 検討会議のすべての機能を併せ持った会議	設置市町村数	53	3.1%
	開催実績数	78	—
	平均	1.47	—

※同一地域協議会において、例えば「実務者会議」と「実務者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議」を併せて設置しているなど、重複している場合がある。

(2) 実務者会議の実施形態（平成24年度実績）

地域協議会における実務者会議（代表者会議等の機能を併せ持った会議を含む）は、231 か所（15.4%）で分割又は実務者会議の下に複数の会議を設けていた。

実務者会議の分割等の状況は、「管内の地域別に区分（地域別部会）」が85 か所（36.8%）と最も多く、次いで「相談種別ごとに区分（虐待分科会、非行分科会、障害分科会など）」が72 か所（31.2%）であった。「その他」の区分内容としては、「ケースの事案内容ごとに区分」や「関係機関ごとに区分」が多くあった。

表 I-10 実務者会議の実施形態（平成24年度実績）

区分		市町村数	比率
設置市町村数		1,503	100.0%
実務者会議を分割または実務者会議の下に複数の会議を設けている		231	15.4%
（複数回答）	管内の地域別に区分（地域別部会）	85	36.8%
	相談種別ごとに区分（虐待分科会、非行分科会、障害分科会など）	72	31.2%
	児童の年齢で区分	32	13.9%
	その他	73	31.6%
実務者会議を分割または実務者会議の下に複数の会議を設けていない		1,272	84.6%

(3) 各会議の開催実績が0回だった市町村の理由（平成24年度実績）

代表者会議の開催実績が0回だった市町村は298 か所で、その理由としては「対象となる議題（ケース）がなかった」が145 か所（48.7%）と最も多く、次いで「調整機関の事情による（業務多忙など）」が71 か所（23.8%）であった。

実務者会議の開催実績が0回だった自治体は189 か所で、その理由としては「対象となる議題（ケース）がなかった」が106 か所（56.1%）と最も多く、次いで「調整機関の事情による（業務多忙など）」が32 か所（16.9%）であった。

個別ケース検討会議の開催実績が0回だった自治体は125 か所で、その理由としては「対象となる議題（ケース）がなかった」が111 か所（88.8%）と最も多かった。

また、複数の会議の機能を併せもった各会議の開催実績が0回だった理由としては、対象となる議題（ケース）がなかった」がそれぞれ最も多かった。

表 I-11 各会議の開催実績が0回だった理由（上段：市町村数、下段：該当区分での割合）（平成24年度実績）

区分	代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会議	代表者会議と実務者会議の機能を併せ持った会議	代表者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議	実務者会議と個別ケース検討会議の機能を併せ持った会議	代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議のすべての機能を併せ持った会議
該当市町村数	298	189	125	25	16	32	24
対象となる議題（ケース）がなかった	145 48.7%	106 56.1%	111 88.8%	18 72.0%	11 68.8%	26 81.3%	21 87.5%
開催のための調整が困難であった	38 12.8%	21 11.1%	0 0.0%	1 4.0%	0 0.0%	2 6.3%	1 4.2%
調整機関の事情による（業務多忙など）	71 23.8%	32 16.9%	5 4.0%	4 16.0%	1 6.3%	0 0.0%	0 0.0%
会議の開催・運営のノウハウがない	28 9.4%	13 6.9%	2 1.6%	0 0.0%	1 6.3%	1 3.1%	0 0.0%
その他	16 5.4%	17 9.0%	7 5.6%	2 8.0%	3 18.8%	3 9.4%	2 8.3%

(4) 地域協議会におけるケース登録数（児童等の人数）の状況（平成24年度実績）

地域協議会におけるケースの登録数は全体で 178,610 件であり、1か所あたりの平均ケース登録数は、

- ・ 要保護児童ケース登録数 70.6 件
- ・ 要支援児童ケース登録数 31.3 件
- ・ 特定妊婦ケースの登録数 1.9 件

であった。

また、要保護児童ケースのうち、児童虐待にかかるケース登録数は 84,917 件（47.5%）と最も多く、1か所あたりの平均ケース登録数は、49.4 件であった。

表 I-12 ケースの登録数

（平成24年度実績）

区分	登録数 (市町村数)	比率
地域協議会設置数	(1,720)	—
要保護児童ケース	121,441	68.0%
1地域協議会あたりの 要保護児童ケース登録数	70.6	—
うち児童虐待	84,917	47.5%
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	49.4	—
うち非行	2,387	1.3%
1地域協議会あたりの 非行ケース登録数	1.4	—
うち不登校・いじめ	4,425	2.5%
1地域協議会あたりの 不登校・いじめケース登録数	2.6	—
その他	29,712	16.6%
1地域協議会あたりの その他ケース登録数	17.3	—
要支援児童ケース	53,821	30.1%
1地域協議会あたりの 要支援児童ケース登録数	31.3	—
特定妊婦ケース	3,348	1.9%
1地域協議会あたりの 特定妊婦ケース登録数	1.9	—
合計	178,610	100.0%

参考(平成23年度実績)	
登録数 (市町村数)	比率
(1,714)	—
102,237	72.5%
59.6	—
74,657	52.9%
43.6	—
1,730	1.2%
1.0	—
3,707	2.6%
2.2	—
22,143	15.7%
12.9	—
37,283	26.4%
21.8	—
1,538	1.1%
0.9	—
141,058	100.0%

(5) 地域協議会の進行管理台帳の作成（平成 24 年度実績）

ケースの進行管理台帳を作成している地域協議会は 1,349 か所（78.4%）であり、作成している場合の見直しの頻度は、「3 か月以内に 1 回」が 604 か所（44.8%）と最も多く、次いで「4～6 か月以内に 1 回」が 349 か所（25.9%）であった。一方、「定期的に見直しはしていない」は 296 か所（21.9%）であった。

また、進行管理台帳を作成していない地域協議会は 371 か所（21.6%）であり、作成していない理由としては、「個別ケース記録で代替」が 262 か所（70.6%）と最も多かった。

表 I-13 ケース進行管理台帳の作成

（平成24年度実績）

区分		市町村数	比率
地域協議会設置数		1,720	100.0%
作成している		1,349	78.4%
作成している場合の見直し頻度	3か月以内に1回	604	44.8%
	4～6か月以内に1回	349	25.9%
	6か月以上で1回	100	7.4%
	定期的に見直しはしていない	296	21.9%
作成していない		371	21.6%
作成していない場合の理由	個別ケース記録で代替	262	70.6%
	管理すべきケースがない	99	26.7%
	その他	10	2.7%

参考（平成23年度実績）	
市町村数	比率
1,714	100.0%
1,309	76.4%
—	—
—	—
—	—
—	—
405	23.6%
—	—
—	—
—	—

(6) ケースの進行管理を行う会議を構成するメンバー（平成24年度実績）

ケースの進行管理を行う会議の構成メンバー（複数回答）については、
 児童相談所（77.9%）、教育委員会（76.9%）、児童福祉主管課（66.2%）、母子保健主管課
 （51.3%）の順に多かった。

表 I-14 ケース進行管理を行う会議のメンバー

（平成24年度実績）

区分	市町村数	比率
地域協議会設置数	1,720	100.0%
児童福祉主管課	1,139	66.2%
母子保健主管課	883	51.3%
児童福祉・母子保健統合主管課	538	31.3%
福祉事務所（家庭児童相談室）	652	37.9%
保健センター	627	36.5%
教育委員会	1,323	76.9%
保健所	713	41.5%
児童相談所	1,340	77.9%
障害福祉主管課	646	37.6%
警察署	710	41.3%
保育所	757	44.0%
幼稚園	450	26.2%
小学校	729	42.4%
中学校	693	40.3%
医師会（産科医会・小児科医会以外）	178	10.3%
産科医会	12	0.7%
小児科医会	19	1.1%
歯科医師会	44	2.6%
民生児童委員協議会	685	39.8%
その他	457	26.6%

参考（平成23年度実績）

市町村数	比率
1,714	100.0%
1,049	61.2%
876	51.1%
485	28.3%
647	37.7%
597	34.8%
1,323	77.2%
695	40.5%
1,316	76.8%
563	32.8%
728	42.5%
781	45.6%
451	26.3%
683	39.8%
659	38.4%
187	10.9%
14	0.8%
17	1.0%
49	2.9%
707	41.2%
420	24.5%

5. 地域協議会の運営上の課題

地域協議会の運営上の課題（複数回答）としては、「専門資格を有する職員を十分に配置できない」が1,015か所（59.0%）、「職員が不足している」が944か所（54.9%）、「会議運営のノウハウが十分ではない」が915か所（53.2%）、「職員への研修機会が十分ではない」799か所（46.5%）と多くなっている。

表 I - 15 地域協議会の運営上の課題

区分	市町村数	比率
地域協議会設置数	1,720	100.0%
調整機関において専門資格を有する職員が十分に配置できていない	1,015	59.0%
調整機関の業務量に対して職員数が不足している	944	54.9%
会議運営のノウハウが十分ではない	915	53.2%
構成機関職員への研修機会が十分ではない	799	46.5%
ケースの進行管理が十分できていない	596	34.7%
ケースの危険度や緊急度の判断(アセスメント)の方法がわからない	510	29.7%
構成機関に地域協議会の意義が浸透していない	502	29.2%
構成機関との情報交換・情報共有が十分できていない	397	23.1%
地域協議会運営のための予算が足りない	158	9.2%

Ⅱ 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況について

【別添2】

1. 実施の有無（平成25年4月1日現在）

乳児家庭全戸訪問事業を実施している市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、全国1,742市町村のうち、1,660か所（95.3%）であった。

表Ⅱ-1 都道府県ごとの乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

	市町村数	乳児家庭全戸訪問事業	
		実施市町村数	実施率
北海道	179	165	92.2%
青森県	40	33	82.5%
岩手県	33	33	100.0%
宮城県	35	35	100.0%
秋田県	25	22	88.0%
山形県	35	35	100.0%
福島県	59	55	93.2%
茨城県	44	44	100.0%
栃木県	26	26	100.0%
群馬県	35	34	97.1%
埼玉県	63	63	100.0%
千葉県	54	48	88.9%
東京都	62	55	88.7%
神奈川県	33	33	100.0%
新潟県	30	30	100.0%
富山県	15	15	100.0%
石川県	19	19	100.0%
福井県	17	17	100.0%
山梨県	27	27	100.0%
長野県	77	65	84.4%
岐阜県	42	42	100.0%
静岡県	35	35	100.0%
愛知県	54	54	100.0%
三重県	29	29	100.0%

（平成25年4月1日現在）

	市町村数	乳児家庭全戸訪問事業	
		実施市町村数	実施率
滋賀県	19	19	100.0%
京都府	26	24	92.3%
大阪府	43	43	100.0%
兵庫県	41	41	100.0%
奈良県	39	38	97.4%
和歌山県	30	30	100.0%
鳥取県	19	19	100.0%
島根県	19	19	100.0%
岡山県	27	27	100.0%
広島県	23	23	100.0%
山口県	19	19	100.0%
徳島県	24	24	100.0%
香川県	17	17	100.0%
愛媛県	20	19	95.0%
高知県	34	24	70.6%
福岡県	60	60	100.0%
佐賀県	20	20	100.0%
長崎県	21	21	100.0%
熊本県	45	44	97.8%
大分県	18	17	94.4%
宮崎県	26	20	76.9%
鹿児島県	43	37	86.0%
沖縄県	41	41	100.0%
全国計	1,742	1,660	95.3%

参考（平成24年7月1日）	1,742	1,639	94.1%
---------------	-------	-------	-------

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

2. 未実施の状況（平成25年4月1日現在）

(1) 実施していない理由

乳児家庭全戸訪問事業を実施していない82か所の市町村について、実施していない理由（複数回答）としては、「母子保健法に基づく事業で対応可能である」が65か所（79.3%）と最も多く、次いで「乳児家庭全戸訪問事業以外の同様の事業を既に実施している」が18か所（22.0%）、「訪問できる人材がない」及び「対象者（家庭）が少ない」が8か所（9.8%）であった。

表Ⅱ-2 乳児家庭全戸訪問事業を実施していない理由（平成25年4月1日現在）

区分	市町村数	比率
該当市町村数	82	100.0%
母子保健法に基づく事業で対応可能である	65	79.3%
乳児家庭全戸訪問事業以外の同様の事業を既に実施している	18	22.0%
訪問できる人材がない	8	9.8%
対象者（家庭）が少ない	8	9.8%
事業を実施する予算がない	6	7.3%
対象者（家庭）がない	1	1.2%
その他	10	12.2%

(2) 今後の実施予定

乳児家庭全戸訪問事業を実施していない市町村については、71か所（86.6%）で今後も実施する予定がなく、残りの11か所（13.4%）は「平成25年4月2日以降に実施」あるいは「平成26年度から実施予定」であった。

表Ⅱ-3 乳児家庭全戸訪問事業の今後の予定（平成25年4月1日現在）

区分	市町村数	比率
該当市町村数	82	100.0%
平成25年4月2日以降に実施	2	2.4%
平成26年度から実施予定	9	11.0%
実施する予定はない	71	86.6%

3. 所管している部署の状況（平成25年4月1日現在）

乳児家庭全戸訪問事業を所管している部署は、「母子保健主管課」が1,090か所（65.7%）と最も多かった。

表Ⅱ-4 所管している部署の状況（平成25年4月1日現在）

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,660	100.0%
児童福祉主管課	156	9.4%
母子保健主管課	1,090	65.7%
児童福祉・母子保健統合主管課	376	22.7%
その他	38	2.3%

4. 平成24年度の実施状況

(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象としているかどうか

平成24年度に実施した1,645か所の市町村のうち、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象としている市町村は、1,627か所(98.9%)であった。

また、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象としていない市町村における訪問の対象範囲(複数回答)としては、「生後4ヶ月までの乳児がいる家庭のうち訪問を希望する家庭」が11か所(61.1%)と最も多かった。

表Ⅱ-5 対象を生後4か月までの乳児のいるすべての家庭としているか (平成24年度実績)

区分		市町村数	比率
実施市町村数		1,645	100.0%
対象としている市町村数		1,627	98.9%
対象としていない市町村数		18	1.1%
回 (答 複 数)	生後4ヶ月までの乳児が第1子である家庭	6	33.3%
	生後4ヶ月までの乳児がいる家庭のうち訪問を希望する家庭	11	61.1%
	その他	10	55.6%

(2) すべての家庭を訪問対象としていない理由

すべての家庭を訪問対象としていない18か所の市町村のうち、訪問対象としていない理由(複数回答)としては、「母子保健法の事業でカバーできている」が10か所(55.6%)と最も多かった。

表Ⅱ-6 すべての家庭を訪問対象としていない理由 (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
該当市町村数	18	100.0%
母子保健法の事業でカバーできている	10	55.6%
訪問できる人材が少ない	7	38.9%
予防接種等の他の手段で生後4ヶ月までに確認できている	7	38.9%
予算が足りない	4	22.2%
その他	12	66.7%

(3) 訪問実績

① 訪問した対象者(家庭)

ア) 訪問率

対象者(家庭)に対する訪問率は、全国平均で90.6%であり、都道府県別でみると、最も高い都道府県は98.8%、最も低い都道府県は81.3%であった。

表Ⅱ-7 訪問率 (平成24年度実績)

区分	比率
全国平均	90.6%
最大	98.8%
最小	81.3%

イ) 標準的な訪問時期

標準的な訪問時期は、「生後1ヶ月過ぎ～生後2ヶ月まで」が780か所(47.4%)と最も多く、次いで「生後2ヶ月過ぎ～生後3ヶ月まで」が467か所(28.4%)であった。

表Ⅱ-8 標準的な訪問時期 (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,645	100.0%
生後1ヶ月まで	277	16.8%
生後1ヶ月過ぎ～生後2ヶ月まで	780	47.4%
生後2ヶ月過ぎ～生後3ヶ月まで	467	28.4%
生後3ヶ月過ぎ～生後4ヶ月まで	121	7.4%

ウ) 新生児訪問と併せて実施^{*}した市町村

乳児家庭全戸訪問事業を新生児訪問と併せて実施した市町村は、1,324か所(80.5%)であった。

表Ⅱ-9 乳児家庭全戸訪問事業と新生児訪問を併せて実施した数^{*} (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,645	100.0%
新生児訪問と併せて実施した	1,324	80.5%
新生児訪問と併せて実施していない	321	19.5%

② 訪問できなかった家庭

ア) 訪問できなかった理由

乳児家庭全戸訪問事業の対象であったにもかかわらず全ての対象者(家庭)を訪問できなかった1,219か所の市町村について、訪問できなかった理由(複数回答)としては、「里帰り等で生後4か月を迎えるまでに当該市町村の住居に乳児がいなかった」が936か所(76.8%)で最も多く、次いで「訪問の同意が得られなかった」が750か所(61.5%)であった。

表Ⅱ-10 対象者(家庭)であったが訪問できなかった理由 (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
全ての対象者(家庭)を訪問できなかった市町村数	1,219	100.0%
里帰り等で生後4ヶ月を迎えるまで当該市町村の住居に乳児がいなかった	936	76.8%
訪問の同意が得られなかった	750	61.5%
転居していた	642	52.7%
訪問したが不在だった	508	41.7%
既に対象者(家庭)状況の把握ができていた	338	27.7%
その他	419	34.4%

^{*}母子保健法第11条に基づく訪問と併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。(児童福祉法第21条の10の2第2項)

イ) 訪問できなかった対象者(家庭)の状況把握

乳児家庭全戸訪問事業の対象であったにもかかわらず訪問できなかった対象者(家庭)について、その状況を把握している市町村は1,201か所(98.5%)であり、状況把握の機会(複数回答)としては、「乳幼児健康診査や予防接種等の保健事業の実施時」が1,011か所(84.2%)で最も多く、次いで「電話」が987か所(82.2%)であった。

表Ⅱ-11 訪問できなかった対象者(家庭)に対する状況把握 (平成24年度実績)

区分		市町村数	比率
全ての対象者(家庭)を訪問できなかった市町村数		1,219	100.0%
把握していない		18	1.5%
把握している		1,201	98.5%
(複数回答)	乳幼児健康診査や、予防接種等の保健事業の実施時	1,011	84.2%
	電話	987	82.2%
	里帰り出産した自治体からの情報提供	585	48.7%
	医療機関からの情報提供	480	40.0%
	近隣住民からの情報提供	126	10.5%
	その他	258	21.5%

(4) 乳児家庭全戸訪問事業の主たる訪問者

乳児家庭全戸訪問事業の主たる訪問者(複数回答)としては、「保健師」が1,544か所(93.9%)で最も多く、次いで「助産師」が700か所(42.6%)であった。

表Ⅱ-12 乳児家庭全戸訪問事業の訪問者 (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,645	100.0%
保健師	1,544	93.9%
助産師	700	42.6%
看護師	262	15.9%
母子保健推進員	252	15.3%
保育士	165	10.0%
児童委員・民生委員	148	9.0%
子育て経験者	49	3.0%
愛育班員	16	1.0%
子育て支援を行う民間団体のスタッフ	9	0.5%
その他	100	6.1%

(5) 何らかの支援が必要とされた家庭に対する主たる対応

乳児家庭全戸訪問事業で実際に訪問した家庭のうち、何らかの支援が必要とされた家庭がいた市町村は 1,360 か所 (82.7%) であり、その後の主たる対応 (複数回答) としては、「保健師の訪問」が 1,217 か所 (89.5%) で最も多く、次いで「養育支援訪問事業」が 773 か所 (56.8%) であった。

表Ⅱ-13 何らかの支援が必要とされた家庭に対する主たる対応 (平成24年度実績)

区分		市町村数	比率
実施市町村数		1,645	100.0%
何らかの支援が必要とされた家庭がなかった市町村数		285	17.3%
何らかの支援が必要とされた家庭がいた市町村数		1,360	82.7%
(複数回答)	保健師の訪問	1,217	89.5%
	養育支援訪問事業	773	56.8%
	要保護児童対策地域協議会で支援方針を協議	500	36.8%
	自治体独自の子育て支援事業	343	25.2%
	地域子育て支援拠点事業	311	22.9%
	ファミリー・サポート・センター事業	301	22.1%
	障害者自立支援法に基づく事業	129	9.5%
	家庭的保育事業	38	2.8%
	その他	310	22.8%

5. 乳児家庭全戸訪問事業の課題

乳児家庭全戸訪問事業の課題 (複数回答) としては、「訪問者の資質の確保」が 844 か所 (51.3%)、「訪問拒否家庭への対応」が 815 か所 (49.5%)、「訪問者の人材確保」が 794 か所 (48.3%) と多くなっている。

表Ⅱ-14 乳児家庭全戸訪問事業の課題

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,645	100.0%
訪問者の資質の確保	844	51.3%
訪問拒否家庭への対応	815	49.5%
訪問者の人材確保	794	48.3%
訪問対象者(家庭)の把握が困難	206	12.5%
事業実施のための予算が不足している	164	10.0%
事業を実施したいが適切な委託先がない	96	5.8%
その他	89	5.4%

Ⅲ 養育支援訪問事業の実施状況について

【別添3】

1. 実施の有無（平成25年4月1日現在）

養育支援訪問事業を実施している市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、全国1,742市町村のうち、1,225か所（70.3%）であった。

表Ⅲ-1 都道府県ごとの養育支援訪問事業の実施状況

	市町村数	養育支援訪問事業	
		実施市町村数	実施率
北海道	179	123	68.7%
青森県	40	17	42.5%
岩手県	33	31	93.9%
宮城県	35	34	97.1%
秋田県	25	12	48.0%
山形県	35	33	94.3%
福島県	59	37	62.7%
茨城県	44	34	77.3%
栃木県	26	23	88.5%
群馬県	35	21	60.0%
埼玉県	63	44	69.8%
千葉県	54	26	48.1%
東京都	62	53	85.5%
神奈川県	33	22	66.7%
新潟県	30	19	63.3%
富山県	15	9	60.0%
石川県	19	19	100.0%
福井県	17	11	64.7%
山梨県	27	24	88.9%
長野県	77	45	58.4%
岐阜県	42	24	57.1%
静岡県	35	23	65.7%
愛知県	54	42	77.8%
三重県	29	23	79.3%

（平成25年4月1日現在）

	市町村数	養育支援訪問事業	
		実施市町村数	実施率
滋賀県	19	18	94.7%
京都府	26	19	73.1%
大阪府	43	41	95.3%
兵庫県	41	35	85.4%
奈良県	39	31	79.5%
和歌山県	30	18	60.0%
鳥取県	19	16	84.2%
島根県	19	15	78.9%
岡山県	27	27	100.0%
広島県	23	15	65.2%
山口県	19	14	73.7%
徳島県	24	24	100.0%
香川県	17	11	64.7%
愛媛県	20	10	50.0%
高知県	34	16	47.1%
福岡県	60	55	91.7%
佐賀県	20	15	75.0%
長崎県	21	18	85.7%
熊本県	45	23	51.1%
大分県	18	12	66.7%
宮崎県	26	9	34.6%
鹿児島県	43	18	41.9%
沖縄県	41	16	39.0%
合計	1,742	1,225	70.3%

参考（平成24年7月1日）	1,742	1,172	67.3%
---------------	-------	-------	-------

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

2. 未実施の状況（平成25年4月1日現在）

(1) 実施していない理由

養育支援訪問事業を実施していない517か所の市町村について、実施していない理由（複数回答）としては、「母子保健法に基づく事業で対応可能である」が377か所（72.9%）で最も多く、次いで「訪問できる人材がいない」が118か所（22.8%）、「対象者（家庭）が少ない」が105か所（20.3%）であった。

表Ⅲ-2 養育支援訪問事業を実施していない理由（平成25年4月1日現在）

区分	市町村数	比率
該当市町村数	517	100.0%
母子保健法に基づく事業で対応可能である	377	72.9%
訪問できる人材がいない	118	22.8%
対象者(家庭)が少ない	105	20.3%
事業を実施する予算がない	101	19.5%
同様の事業を実施している	81	15.7%
対象者(家庭)がいない	43	8.3%
事業の実施方法がわからない	35	6.8%
その他	47	9.1%

(2) 今後の実施予定

養育支援訪問事業を実施していない市町村については、466か所（90.1%）で今後も実施する予定がなく、残りの51か所（9.9%）は、「平成25年4月2日以降に実施」あるいは「平成26年度から実施予定」であった。

表Ⅲ-3 養育支援訪問事業の今後の予定（平成25年4月1日現在）

区分	市町村数	比率
該当市町村数	517	100.0%
平成25年4月2日以降に実施	16	3.1%
平成26年度から実施予定	35	6.8%
実施する予定はない	466	90.1%

3. 所管している部署の状況（平成25年4月1日現在）

養育支援訪問事業を所管している部署は、「母子保健主管課」が518か所（42.3%）と最も多かった。

表Ⅲ-4 所管している部署の状況（平成25年4月1日現在）

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,225	100.0%
児童福祉主管課	338	27.6%
母子保健主管課	518	42.3%
児童福祉・母子保健統合主管課	300	24.5%
その他	69	5.6%

4. 平成24年度の実施状況

(1) 養育支援訪問事業の委託状況

- ・ 養育支援訪問事業における専門的相談支援の委託状況については、「委託していない」が1,081か所(90.8%)と最も多く、「一部委託」が68か所(5.7%)、「全部委託」が41か所(3.4%)となっている。また、「全部」又は「一部」委託している場合の計109か所(9.2%)の委託先としては、「社会福祉協議会」が14か所(12.8%)と最も多く、「その他」の委託先としては、「在宅の保健師又は助産師」や「助産師会」が多くあった。
- ・ 育児・家事援助の委託状況については、「委託していない」が935か所(78.6%)と最も多く、「一部委託」が57か所(4.8%)、「全部委託」が198か所(16.6%)となっている。また、「全部」又は「一部」委託している場合の計255か所(21.4%)の委託先としては、「社会福祉協議会」と「ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者」が95か所(37.3%)と最も多く、「その他」の委託先としては、「シルバー人材センター」や「母子寡婦福祉連合会」が多くあった。

表Ⅲ-5 養育支援訪問事業の委託状況 (平成24年度実績)

区分		市町村数	比率
実施市町村数		1,190	100.0%
専門的相談支援	全部委託	41	3.4%
	一部委託	68	5.7%
	委託していない	1,081	90.8%
育児・家事援助	全部委託	198	16.6%
	一部委託	57	4.8%
	委託していない	935	78.6%

表Ⅲ-6 専門的相談支援の委託状況 (上段:市町村数、下段:該当区分での割合) (平成24年度実績)

	専門的相談支援を委託している市町村数	区分				
		子育て支援を行っているNPOなど民間団体	社会福祉協議会	ボランティア団体	ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者	その他
該当市町村数	109	13	14	1	8	74
	100.0%	11.9%	12.8%	0.9%	7.3%	67.9%
全部委託	41	7	8	0	0	24
	37.6%	17.1%	19.5%	0.0%	0.0%	58.5%
一部委託	68	6	6	1	8	50
	62.4%	8.8%	8.8%	1.5%	11.8%	73.5%

表Ⅲ-7 育児・家事援助の委託状況 (上段:市町村数、下段:該当区分での割合) (平成24年度実績)

	育児・家事援助を委託している市町村数	区分				
		子育て支援を行っているNPOなど民間団体	社会福祉協議会	ボランティア団体	ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者	その他
該当市町村数	255	60	95	4	95	46
	100.0%	23.5%	37.3%	1.6%	37.3%	18.0%
全部委託	198	49	75	1	74	30
	77.6%	24.7%	37.9%	0.5%	37.4%	15.2%
一部委託	57	11	20	3	21	16
	22.4%	19.3%	35.1%	5.3%	36.8%	28.1%

(2) 訪問した実家庭数と支援内容

養育支援訪問事業で訪問し、支援した実家庭数は 71,665 戸であった。そのうち、「特定妊婦」として支援したのは 8,783 人 (12.3%) であった。

また、訪問した際の支援内容としては、「専門的相談支援」のみが 59,302 戸 (82.7%) と最も多かった。

表Ⅲ-8 養育支援訪問事業で訪問した実家庭数と支援内容 (平成24年度実績)

区分		訪問実家庭数	比率
訪問実家庭数		71,665	100.0%
	特定妊婦(再掲)	8,783	12.3%
支援内容	専門的相談支援	59,302	82.7%
	育児・家事援助	6,674	9.3%
	専門的相談支援と育児・家事援助の両方	5,689	7.9%

(3) 育児・家事援助を実施しなかった理由

養育支援訪問事業における育児・家事援助を実施しなかった市町村は 779 か所で、実施しなかった理由(複数回答)としては、「必要がなかったため」が 376 か所 (48.3%) で最も多く、次いで「訪問者の確保ができなかったため」が 164 か所 (21.1%) であった。

表Ⅲ-9 育児・家事援助を実施しなかった理由 (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
該当市町村数	779	100.0%
必要がなかったため	376	48.3%
訪問者の確保ができなかったため	164	21.1%
予算が足りないため	102	13.1%
その他	152	19.5%

(4) 訪問した家庭の把握経路

養育支援訪問事業を実施した家庭について、訪問した契機(複数回答)としては、「乳児家庭全戸訪問事業」が 805 か所 (67.6%) で最も多く、次いで「保健師の活動」が 739 か所 (62.1%) であった。

表Ⅲ-10 訪問した家庭の主たる把握した経路 (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,190	100.0%
乳児家庭全戸訪問事業	805	67.6%
保健師の活動	739	62.1%
妊娠届出・母子健康手帳交付時	587	49.3%
医療機関からの情報提供	572	48.1%
要保護児童対策地域協議会の支援ケース	565	47.5%
他の自治体からの情報提供	330	27.7%
保育所・幼稚園・学校からの情報提供	328	27.6%
児童相談所からの情報提供	288	24.2%
その他	136	11.4%

(5) 訪問した家庭の特徴

養育支援訪問事業を実施した家庭の特徴（複数回答）としては、「育児不安がある」が 968 か所（81.3%）、「養育者の育児技術がない又は未熟である」が 950 か所（79.8%）、「養育者が精神疾患を抱えている又は精神的問題がある」が 828 か所（69.6%）と多くなっている。

表Ⅲ-11 訪問した家庭の特徴 (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,190	100.0%
育児不安がある	968	81.3%
養育者の育児技術がない又は未熟である	950	79.8%
養育者が精神疾患を抱えている又は精神的問題がある	828	69.6%
要保護児童対策地域協議会の対象ケースである	705	59.2%
ひとり親である	703	59.1%
子どもが発達障害を抱えている又は発達障害の疑いがある	600	50.4%
養育者が10代である	504	42.4%
子どもが身体的疾患を抱えている	490	41.2%
養育者が知的障害を抱えている	470	39.5%
養育する子どもの人数が多い	449	37.7%
DVを受けている又はDVを受けている可能性がある	400	33.6%
養育者が外国籍である又は日本語でのコミュニケーションが難しい	306	25.7%
養育者が身体的疾患を抱えている	298	25.0%
入所措置解除後である	179	15.0%
その他	107	9.0%

(6) 要保護児童対策地域協議会への登録有無

養育支援訪問事業を実施した家庭のうち、要保護児童対策地域協議会へのケース登録の有無については、「一部を登録ケースとしている」が 571 か所（48.0%）と最も多かった。

表Ⅲ-12 要保護児童対策地域協議会への登録有無 (平成24年度実績)

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,190	100.0%
すべて登録ケースとしている	190	16.0%
一部を登録ケースとしている	571	48.0%
登録ケースとはしていない	429	36.1%

(7) 養育支援訪問事業の訪問者

養育支援訪問事業における専門的相談支援の主たる訪問者（複数回答）としては、「保健師」が942か所（79.2%）で最も多く、次いで「助産師」が293か所（24.6%）であった。

また、育児・家事援助の主たる訪問者（複数回答）としては、「保健師」が198か所（16.6%）で最も多く、次いで「ベビーシッターやヘルパーの派遣事業所のスタッフ」が143か所（12.0%）であった。

表Ⅲ-13 養育支援訪問事業の訪問者 (平成24年度実績)

区分		市町村数	比率
実施市町村数		1,190	100.0%
専門的 相談支援	保健師	942	79.2%
	助産師	293	24.6%
	看護師	106	8.9%
	母子保健推進員	31	2.6%
	保育士	212	17.8%
	児童委員・民生委員	55	4.6%
	子育て経験者	40	3.4%
	愛育班員	2	0.2%
	ベビーシッターやヘルパーの派遣事業所のスタッフ	19	1.6%
	子育て支援を行う民間団体のスタッフ	10	0.8%
	その他	230	19.3%
育児・家事 援助	保健師	198	16.6%
	助産師	47	3.9%
	看護師	35	2.9%
	母子保健推進員	23	1.9%
	保育士	108	9.1%
	児童委員・民生委員	33	2.8%
	子育て経験者	81	6.8%
	愛育班員	3	0.3%
	ベビーシッターやヘルパーの派遣事業所のスタッフ	143	12.0%
	子育て支援を行う民間団体のスタッフ	50	4.2%
	その他	100	8.4%

(8) 養育支援訪問事業の終了後の対応

養育支援訪問事業を実施し、終了した場合のその後の主たる対応（複数回答）としては、「保健師が訪問している」が761か所（63.9%）と最も多く、次いで「他の子育て支援事業へつないでいる」が698か所（58.7%）であった。

表Ⅲ－14 養育支援訪問事業の終了後の対応（平成24年度実績）

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,190	100.0%
保健師が訪問している	761	63.9%
他の子育て支援事業へつないでいる	698	58.7%
障害者自立支援法に基づく支援をしている	238	20.0%
特に支援はしていない	52	4.4%
その他	286	24.0%

5. 養育支援訪問事業の課題

養育支援訪問事業の課題（複数回答）としては、「訪問者の人材確保」が702か所（59.0%）、「訪問者の資質の確保」が685か所（57.6%）、「訪問拒否家庭への対応」が585か所（49.2%）、「支援終了の判断が困難」が502か所（42.2%）と多くなっている。

表Ⅲ－15 養育支援訪問事業の課題

区分	市町村数	比率
実施市町村数	1,190	100.0%
訪問者の人材確保	702	59.0%
訪問者の資質の確保	685	57.6%
訪問拒否家庭への対応	585	49.2%
支援終了の判断が困難	502	42.2%
効果的な支援方法がわからない	352	29.6%
支援目標の設定が困難	340	28.6%
事業実施のための予算が不足している	225	18.9%
事業を委託したいが適切な委託先がない	202	17.0%
その他	42	3.5%